

商品名	としん住宅ローンサポートワイド
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込時年齢が満20歳以上の方で、完済時の年齢が満80歳以下の方。</li> <li>・ 安定継続した収入がある方</li> <li>・ 当金庫で住宅ローン（有担保）をご利用の方</li> <li>・ 当金庫の営業地区内に居住または勤務しておられる方</li> <li>・ 日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者である方</li> <li>・ （一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方</li> </ul>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申込人またはその家族が必要とする資金</li> <li>② ローン（無担保）の借り換え資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>※カードローンの借換資金は、解約を条件といたします。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>※対象とならない資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人間売買による購入費用</li> <li>・ 支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業</li> <li>・ 株式取得資金（自社株の取得等も含みます）</li> <li>・ 投機的な性格の資金</li> <li>・ 税金支払資金</li> <li>・ 転貸資金</li> <li>・ 当該住宅ローンの不足資金</li> </ul> </li> </ul>
ご融資金額	・ 500万円以内（1万円単位）
ご融資期間	・ 3ヵ月以上20年以内
ご融資利率	・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月元金均等または元利均等割賦返済（元金返済の据置期間は6ヵ月以内）</li> <li>※ご利用額の50%以内につき6ヵ月毎の増額（ボーナス）返済併用も可。</li> </ul>
お支払方法	・ ご融資金は、原則としてご購入先等へお振込みいただきます。なお、お振込み手数料については、お客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。
担保・保証人	・ 原則として必要ありません。
保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
保証料	・ 保証料はご融資利率に含まれています。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ご本人確認資料【原則 運転免許証等】</li> <li>② 所得確認書類【公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控等】 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ただし、借入金額100万円以下の場合は、不要となります。</li> </ul> </li> <li>③ 資金用途確認書類【見積書、注文書、請求書、パンフレット等】</li> <li>④ 住宅ローンが延滞中でないことの確認書類</li> </ul> <p>※その他、保証会社が必要に応じ確認が必要と認めるものがあればご提出いただきます。</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご融資の実行時には手数料は不要です。</li> <li>・ 全額繰上償還、一部繰上償還 11,000円（消費税含む）</li> </ul>
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総務部（9時～17時、電話：0763-22-2200）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9～17時、電話 03-3517-5825）にお申し出ください。なお、上記仲裁センター等は、東京都以外の各地（一部地域を除く）のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、上記仲裁センター等とテレビ会議システムを用いて共同で紛争の解決を図る方</li> </ul>

	<p>法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、前記弁護士会等または総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>・また、ご返済額の試算については、当金庫の本支店にお問い合わせください。</li></ul>

